

生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2 0 2 0 年) 2 月 2 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

下記のとおり訴えを提起する。

記

1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告

2 訴訟の目的

生活保護法第78条及び地方自治法施行令第159条に基づき、被告に対し、2,182,519円の返還を求める。

3 事件概要

2003年7月11日から2013年7月31日までの間、生活保護費を受給していた被告は、生活保護費受給中の2012年1月から2013年7月までの間に発生した就労収入について、過少に申告し、生活保護費2,213,519円を不正に受給した。このうち90,000円の返還を受けたが、いまだに2,123,519円の返還がなされていない。

その後、就労収入の増加に伴う生活保護の廃止により、2013年8月に支給した生活保護費59,000円が過払いの戻入金として返還が必要となっている。

これらの合計2,182,529円について返還を求めてきたが、いまだに返還がないため、訴訟を提起するものである。